

○茨城消防救急無線・指令センター運営協議会事務組織規程

〔平成27年6月30日〕
〔協議会規程第1号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約（平成25年4月1日施行。以下「規約」という。）第10条及び第25条の規定に基づき、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会（以下「協議会」という。）の担任する事務を処理するための組織について必要な事項を定めるものとする。

(組織の設置)

第2条 協議会の担任する事務を処理する組織として、協議会にいばらき消防指令センター（以下「指令センター」という。）を置く。

2 指令センターの設置場所は、規約第4条に規定する協議会の事務所内とする。

(センター長及び副センター長の設置)

第3条 指令センターにセンター長及び副センター長を置く。

2 センター長は、指令センターの事務を統括する。

3 副センター長は、センター長の命を受け、指令センターの事務を掌理し、及び指令センター職員を指揮監督する。

4 センター長に事故あるとき、又はセンター長が欠けたときは、センター長があらかじめ指名する副センター長がその職務を代理する。

(内部部局)

第4条 センター長に属する事務を分掌させるため、指令センターに内部部局を置く。

2 内部部局は、事務局及び通信指令局をもって組織する。

3 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 規約第3条第1号及び第3号に掲げる事務

(2) 規約第3条第2号に掲げる事務のうち、つくば市を除く構成団体（規約第2条に規定する構成団体をいう。以下同じ。）の区域における消防指令に係る施設の整備及び維持管理に関する事務

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事務

4 通信指令局は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 規約第3条第2号に掲げる事務のうち、つくば市を除く構成団体の区域における災害通報の受信、出動指令その他の指令運用に関する事務

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事務

5 前3項に定めるもののほか、内部部局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(指令センターの職員)

第5条 指令センターは、規約第9条第1項に規定する職員のほか、茨城県の職員（以下「県職員」という。）によって運営する。

(職員の選任)

第6条 規約第9条第2項の規定により職員を推薦しようとする消防長は、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会職員推薦書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、規約第9条第3項の規定により職員を選任したときは、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会職員選任通知書（様式第2号）により当該職員の推薦をした消防長に通知するとともに、当該職員に併任発令（様式第3号）を交付する。

（職員の勤務区分）

第7条 指令センターの職員の勤務区分は、毎日勤務及び隔日勤務とする。

2 毎日勤務に服する職員は、センター長、副センター長及び事務局に所属する職員とする。

3 隔日勤務に服する職員は、通信指令局に所属する職員とする。

（職員の勤務時間等）

第8条 第6条第2項の規定により選任された職員（以下「選任職員」という。）の勤務時間、休憩時間及び週休日（以下「勤務時間等」という。）は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、選任職員の勤務時間等について必要な事項は、それぞれ構成団体の条例等（規約第15条第1項に規定する条例等をいう。以下同じ。）を適用する。

3 選任職員の休日及び休暇、服務並びに福利厚生（以下「服務等」という。）については、それぞれ構成団体の条例等を適用する。

4 県職員の勤務時間等及び服務等については、茨城県の条例等を適用する。

（職員の給与等）

第9条 指令センターの職員（会計年度任用職員を除く。）の給料及び諸手当は、それぞれ構成団体の条例等を適用し、当該構成団体が支給する。

2 会長は、前項の規定により構成団体が支給した諸手当のうち、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する額を、当該支給した年度の翌年度において当該構成団体に納付する。この場合において、会長は、当該構成団体に納付する額について、当該納付する年度において当該構成団体が規約第16条第1項の規定により負担する金額と相殺することができる。

3 協議会の担任する事務に係る選任職員の旅費は、水戸市の条例等の定めるところにより、協議会が支給する。

（会計年度任用職員の報酬等）

第9条の2 指令センターの会計年度任用職員の報酬、通勤手当、時間外勤務手当及び期末手当は、水戸市の条例等を適用し、水戸市が支給する。

2 会長は、前項の規定により水戸市が支給した報酬、通勤手当、時間外勤務手当及び期末手当の相当額並びに会計年度任用職員を任用するために必要な負担額を、当該支給した年度の翌年度において水戸市に納付する。この場合において、会長は、当該水戸市に納付する額について、当該納付する年度において水戸市が規約第16条第1項の規定により負担する金額と相殺することができる。

3 前条第3項の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（職員の加入する共済組合）

第10条 指令センターの職員の加入する職員共済組合は、それぞれ構成団体及び茨城県の条例等を適用する。

（職員の災害補償）

第11条 指令センターの職員の公務又は通勤による災害についての認定手続及び災害補償手続は、それ

ぞれ構成団体及び茨城県が行うものとする。

(勤務状況等の通知)

第12条 会長は、選任職員の毎月の勤務状況等を、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会職員勤務状況等通知書(様式第4号)によりそれぞれ選任職員の推薦をした消防長に通知する。

(報告)

第13条 構成団体の消防長及び茨城県知事は、それぞれの指令センターの職員に身分上の異動その他必要な事項があったときは、その旨を会長に報告するものとする。

(選任職員の解任)

第14条 会長は、規約第9条第4項の規定に基づき選任職員を解任しようとするときは、あらかじめ当該選任職員の推薦をした消防長と協議し、解任したときは、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会職員解任通知書(様式第5号)により当該消防長に通知しなければならない。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月23日)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年11月30日)

この規程は、平成28年12月6日から施行する。

附 則(令和2年11月18日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年11月16日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和4年11月15日)

この規程は、公布の日から施行する。

別表(第8条関係)

区分	勤務時間	休憩時間	週休日
毎日勤務	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで	日曜日及び土曜日
隔日勤務	午前8時30分から翌日の午前8時30分までの間において15時間30分を超えない範囲内で、かつ、4週間を平均して1週間当たり38時間45分を超えない範囲内の時間とし、その割振りはセンター長が別に定める。	睡眠時間を含む8時間30分とし、その時限はセンター長が別に定める。ただし、当該時限は、業務の都合により変更することができる。	4週間ごとに8日とし、その割振りはセンター長が別に定める。

様式第1号（第6条関係）

第 号
年 月 日

茨城消防救急無線・指令センター
運営協議会会長 殿

消防長

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会職員推薦書

下記の職員を茨城消防救急無線・指令センター運営協議会職員に適任と認め、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約第9条第2項の規定により推薦します。

記

- 1 派遣職員の階級・職・氏名
- 2 生年月日（年齢）
- 3 現給料等 職 級 号給
- 4 職歴等 別紙履歴書等のとおり
- 5 派遣期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 6 推薦理由
- 7 その他参考となる事項

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

消防長 殿

茨城消防救急無線・指令センター
運営協議会会長

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会職員選任通知書

年 月 日付けで推薦のあった職員について、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会職員に適任と認め選任したので、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会事務組織規程第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 選任職員の階級・職・氏名
- 2 選任期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 3 その他

様式第3号 (第6条関係)

階級・職名	氏名
併せて茨城消防救急無線・指令センター運営協議会職員に任命する	
何々	に補する
茨城消防救急無線・指令センター運営協議会勤務を命ずる	
年 月 日	
茨城消防救急無線・指令センター運営協議会 会長	

第 号
年 月 日

殿

茨城消防救急無線・指令センター
運営協議会会長

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会職員勤務状況等通知書（ 月分）

下記職員の勤務状況等について、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会事務組織規程第12条の規定により通知します。

記

1 職員名

2 勤務状況

勤 務 日		勤務を要しな かった日数	休 暇		備 考
勤務日数	勤務時間		年次休暇	特別休暇	
日	時間	日	日 時間	日 時間	

3 時間外勤務実績

4 その他特記すべき事項

消防長 殿

茨城消防救急無線・指令センター
運営協議会会長

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会職員解任通知書

下記職員について、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会職員を解任したので、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会事務組織規程第14条の規定により通知します。

記

- 1 解任職員の階級・職・氏名
- 2 解任日
- 3 解任理由
- 4 その他